

多文化社会の進展と地域の取組み

—滋賀県の国際施策・多文化共生の動きから—

The Regional Actions to Progress of Multicultural
—By the International Policy and Multicultural Activities in Shiga Prefecture—

森雄二郎
Mori Yujiro

要 約

本論は、日本で生活する外国人（外国籍住民）の推移と現状から多文化社会の進展を指摘し、それに対する地域の取組みについて、滋賀県の国際施策や多文化共生の動きから考察を行った。外国籍住民が増加する実態の中で、自治体や市民の立場から外国人とともに生きる社会を築くために必要な視点とは何か、これからの地域社会のあり方を検討した。

Key Words : 多文化社会, 外国籍住民の多様化, 多文化共生, 滋賀県,
自治体と市民・民間団体の取組み

はじめに

今日、日本の外国人登録者数は215万人を超え、著者が暮らす滋賀県でも、長い歴史とともに生活する韓国・朝鮮人のほか、1990年代から急増した日系移民の影響もあって、現在では約90カ国、3万人以上の外国人が在住している。ふと周囲に目をやると、多様な人種・民族、様々な文化背景を持った人々が見られ、「多文化」を身近に肌で感じられるようになった。グローバル化が進み、目まぐるしく変動する社会情勢の中で、外国人が隣の家に住む隣人となるケースも珍しくはない。それは、社会が様々な文化背景を持つ人々を内包する、まさに「多文化社会」を意味する。

そこで、日本で生活する外国人が置かれる立場や背景を明確にした上で、

滋賀県の国際施策や市民活動から、自治体や市民がどのように外国籍住民とつながり、相互にとってより良い地域づくりを目指していくのか、その展望について考察したい。

1. 多文化社会の進展

1.1 外国人登録制度

まず、外国人の定義について少し触れておく。出入国管理及び難民認定法（入管法）によれば、外国人とは「日本国籍を有さない者」と定義づけられる。観光などの短期滞在を含めて、日本に入国する（再入国を含む）外国人の数は2007年で9,152,298人となり、過去最高となった。

日本では、連続して90日以上滞在しようとする外国人は、市町村長に届出で、登録しなければならない。いわゆる外国人登録制度である。これは、日本に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明らかにすることを目的に「氏名」「性別」「国籍」のほか、在留期間や在留目的に応じて与えられる「在留資格（注1）」等、20項目が登録される。

在留資格によって在留期間が違い、登録されている外国人全てが定着居住するわけではなく、また「オーバーステイ（注2）」を含めた不法滞在の問題もあり、必ずしも実態に見合った数値ではないが、この統計を持って「多文化社会」と「日本で生活する外国人（外国籍住民）」の指標とすることが一般的であるため、本論もそれに従うものとする。

1.2 外国籍住民の転機「オールドカマーとニューカマー」

「多文化社会」の指標である外国人登録者の動向を見る上で、大きな2つの転機を押さえておく必要がある。1つ目は、1952年にサンフランシスコ講和条約において、日本国籍を失った旧植民地出身者たちとその子孫である。主には韓国・朝鮮人であるが、1980年代後半まで登録者数の80%以上を占める彼らは、望む望まないに関わらず、「外国籍住民」の主流となった。彼らの歴史は、どちらかと言うと「差別」や「同化」といった共生とは逆の印

象を与えてきたことは否めないが、彼らを総じて「オールドカマー」と呼ぶのは、戦後の日本社会において最初の外国人参入の動きであったことを示している。そして、外国人施策の中心は彼らに対するものであったことも事実である。

もう1つの転機は、1980年代以降の経済活動のグローバル化によって国境を越えたヒト、モノ、情報の交流が増え、国内の労働力不足を解消するために導入された「外国人労働者」である。当時は、フィリピンやタイなどアジア諸国の女性がエンターティナーやダンサーとして来日したり、相互査証免除協定（注3）のあったイランやパキスタンからの移住が相次いだ。

さらに、1990年に入管法が改正され、新たに「定住者」の在留資格が設けられたことによって、外国人労働者の参入は加速する。直接的には日系人（3世まで）とその家族までの入国・就労が緩和され、もともと日系人の多かった南米諸国からの移住者が増加し、特に高いインフレ化傾向と失業率に窮していたブラジルからの移住は拡大した。

彼らは、当初「デカセギ（注4）」として、帰国と来日を繰り返していたが、滞在が長期化すると、家族を呼び寄せたり、日本で結婚したり、さらに子どもの国籍や教育の問題を抱えたりすると、徐々に生活の基盤を移し、定住するケースも増えていった。こうして、新たな背景を持つ外国人が日本社会に参入し、彼らは前述のオールドカマーに対して、「ニューカマー」と呼ばれ、認識されるようになった。

1.3 外国籍住民の多様化（在留外国人統計より）

以上のことを踏まえ、これまでの推移について触れておく。外国人登録者数で見ると、1961年（640,395人）から100万人を突破した1990年（1,075,317人）、そして2007年（2,152,973人）に至るまで、漸次増加傾向を示している。特に、1980年代後半から増加率は高まり、日本総人口に占める割合では、1990年（0.87%）から2007年（1.68%）までに倍増しており、この十数年間で外国人登録者数は飛躍的に伸びている。

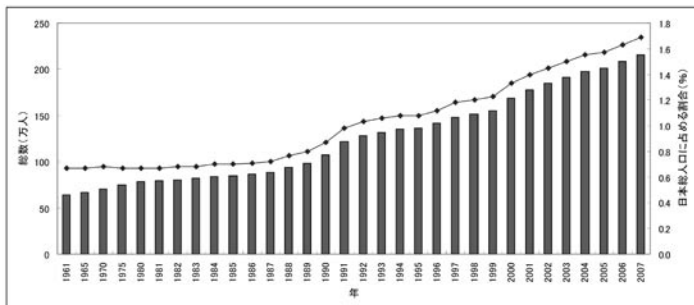


図1 日本 外国人登録者総数の推移

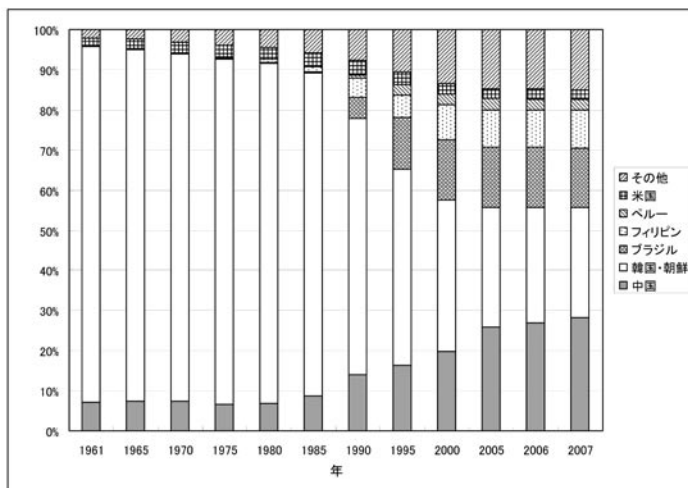


図2 日本 国籍（出身地）別外国人登録者構成比の推移

在留資格別に見ると、最も多いのは、2005年に80万人を突破した以降も依然増加する「永住者」、次いで「定住者」「日本人の配偶者等」となっている。彼らには在留活動の制限がなく、実質的な移住者と言え、日本に定着居住する外国人が増加していることを示す数字の1つである。

国籍（出身地）別に見ると、1980年代後半まで主流派であった韓国・朝鮮が1990年代から減少に転じ、2007年の国籍別構成比において初めて中国

に次いで2位となった。そして、日系人の多い南米諸国（ブラジルやペルー）やアジア諸国出身者が加わり、多国籍化が進んでいる。また、都道府県別には、登録者の数だけでなく、国籍の偏りなどの地域差が大きく、これは歴史的背景や地理的条件などが複雑に絡んでいる。

さらには、「外国人研修・技能実習制度（注5）」や介護・看護職の導入、留学生の積極的受け入れなど、様々な分野で外国人参入の門戸が開かれ、外国籍住民の立場や背景は多様化する一方である。

こうした外国籍住民の増加と多様化に加え、日本国籍取得者や国際結婚による2世、3世の誕生など、国籍にとらわれず、様々な文化背景を持つ人々が登場し、「多文化社会」の構造は、ますます複雑・多様化している。

1.4 多文化共生への動き

このように、日本社会が「多文化社会」の道を突き進む中で、様々な文化背景を持った人々といかに共生していくのか。外国籍住民にとっても、地域社会にとっても大きな課題となっている。「多文化社会」の進展は、社会構造の変革を迫られていることに他ならない。これまでの対外的な「国際交流」「国際協力」を基盤とする国際施策に加え、新たに「住民（生活者）」として外国人や様々な文化背景を持つ人々を受け入れるための施策を模索する契機となった。近年、盛んに叫ばれる「多文化共生」の動きがそれである。

総務省では2005年6月より「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、地方公共団体における多文化共生の推進について報告書を取りまとめた。その中で、多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。これは、単にマイノリティ支援に留まらず、グローバル化が進む社会に必要な異文化理解やコミュニケーション力、一人ひとりの人間を尊重するユニバーサルデザインの発想を醸成するものであるという視点に立っている。この報告書をもとに「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生を総合的かつ計画的に推進してい

くことを各自治体に依頼している。

一方で、すでに住民としての外国人を受け入れ始めていた自治体では、国よりも先んじて対応に取り組んできた。外国人登録者数において、韓国・朝鮮人が大半を占める大阪市では、1998年に「外国籍住民施策基本指針―共生社会の実現をめざして」を策定した（1994年改定）。ブラジル人の代表的な集住都市である浜松市では、2001年に「世界都市化ビジョン」を策定し、「共生」を「国際交流・協力」と並ぶ施策の柱に位置付けている。また、他の自治体に呼び掛けて2001年に「外国人集住都市会議（注6）」を設立した。

その他、外国人労働者を受け入れる企業や自治会などでも、習慣や文化背景の違いから様々なトラブルや問題を抱え、外国籍住民を支援するN G O・N P Oなど、市民や民間団体による動きも活発になっている。

2. 滋賀県の状況

2.1 外国人登録者の推移

さて、次に滋賀県の状況であるが、滋賀県における外国人登録者数（2007年12月）は、31,575人である。県人口に占める外国人の割合は2.24%、県民の45人に1人が外国人であり、全国平均（1.68%）と比較すれば、高い数字となる。国籍別に見ると、ブラジル14,308人（45.3%）、韓国・朝鮮6,041人（19.1%）、中国4,708人（14.9%）、ペルー1,964人（6.2%）、その他2,699人（8.5%）となっている。

これまでの外国人登録者の推移を見ると、1980年代後半まで韓国・朝鮮人が圧倒的多数を占めていたにもかかわらず、1990年代からブラジル人が急増し、現在では県内の外国籍住民の半数を占めるようになったことが注目される。これは、前述した1990年の入管法改正による日系移民増加の影響だが、高い増加率を誇るのは、滋賀県が大阪・京都など都市圏のベットタウンとして高い人口増加率を維持してきたほか、県内には交通の便を生かした工業団地が多く見られ、外国人労働者が流入しやすい環境であったことも大きい。近隣県と比較しても、登録者数では大阪府や京都府を下回るものの、

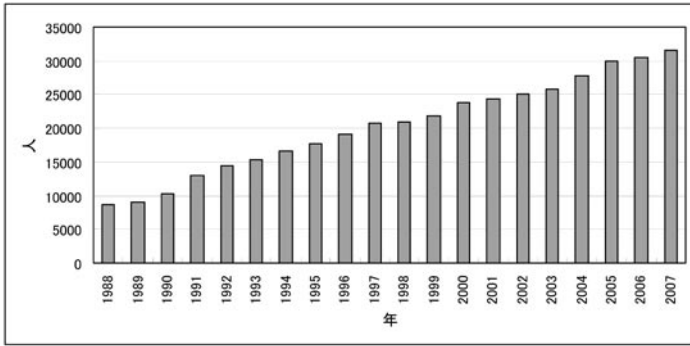


図3 滋賀県 外国人登録者数の推移

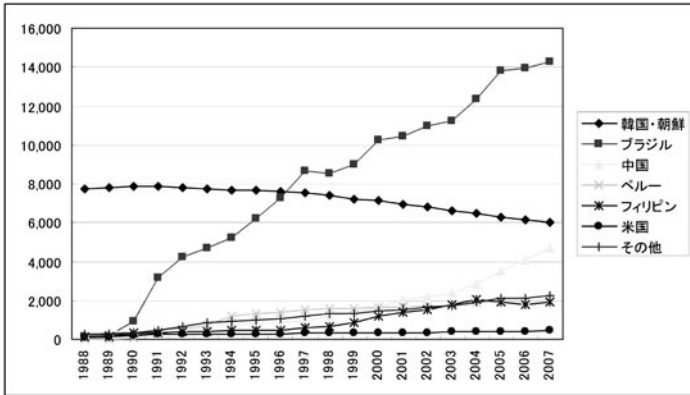


図4 滋賀県 国籍(出身地)別外国人登録者数の推移

ブラジル人の占める割合では、静岡県に次いで日本第2位と、ニューカマーの集住地域として、近畿圏というよりも、むしろ自動車組立工場などの多い愛知県や東海圏に近い傾向を示している。

2.2 滋賀県の国際施策の概要

外国籍住民が増加する中で、滋賀県は1997年に国際活動の基本指針である「滋賀県国際施策推進大綱」を策定し、国際交流課を国際課と改め、商

工観光労働部に移している。2003年には「滋賀県国際施策大綱」を改訂し、その中で「外国人とともに暮らす地域づくり」を施策の柱に加えた。

続いて、2007年には外国人と市町や企業、地域住民が相互理解の下に暮らす地域社会の実現を目指す多文化共生の指針について、有識者に意見を求める「多文化共生推進会議」を設置した。2008年、多文化共生推進事業として、新たに「災害時ボランティア養成講座」なども実施されている。

2.3 (財) 滋賀県国際協会

「滋賀県国際施策大綱」の中でも触れられているが、滋賀県の国際施策の中核を担う団体として「(財) 滋賀県国際協会」がある。同協会は、1979年に滋賀県および民間の出資により設立され、1989年には自治省から地域国際化協会の指定を受けている。県内の国際活動推進の中核的組織として、県民への国際理解の普及、姉妹友好州省との交流、海外技術研修員の受入れ、外国人留学生および外国籍学生への奨学金支給、さらには外国人相談窓口の設置など、様々な事業を展開している。事業について、以下の通り要約した。

(1) 外国籍住民関連事業

2001年10月より開始した、「外国住民支援ネットワーク推進事業」をもとに、行政・NPO等民間団体・関連機関などと連携し、外国籍住民をサポートする環境をつくることを目標としている。具体的には、外国人児童生徒、保護者を対象とした進路ガイダンス（年1回）をポルトガル語、スペイン語など4言語の資料と通訳をつけて実施している。また、外国人支援を目的とした様々な養成講座を開催している。

(2) 相談窓口

県内に在住する外国人対象に、生活相談窓口を開設している。労働・医療・教育などの生活をしていく上での問題について、外国語のできる相談員が、相談に応じ、情報の提供や専門窓口の紹介を行っている。

2007年度の相談総件数は、前年より更に12.9%増加し、相談窓口開設以来最も多い1,109件となった。相談内容別には、「生活（454件）」「医療（171件）」「労働（128件）」の順となる。国籍別では、半数以上がブラジル・ペルー人であり、定住に伴う生活の問題が多い。

(3) 各種貸出

日本語教材（85）、ブラジル教科書（51）、国際教育関連（407）、一般図書・ビデオ（約250）、国旗（72カ国・地域）など合わせると約800点もの資料が自由に閲覧、視聴でき、貸出の対象となっている。

ブラジルの生活文化や習慣への理解を深め、多文化の意識を育むことを目的として製作された「ブラジルボックス（注7）」など、同協会が中心となって開発されたオリジナル教材などは興味深い。

(4) ボランティア制度

意欲や知識・経験を持った市民に、国際理解、国際交流のための活動への参加を求め、SIA ボランティアの登録制度を設けており、現在147名の登録がある。

(5) 情報発信

主な情報発信の手段として、ホームページ以外に滋賀県国際交流・協力情報誌「Lake」（年4回）、外国人生活情報紙「みみタロウ」（年6回）、国際交流・協力ニュース「ふれあい広場」（年12回）を発行している。特に、外国人向けに多言語（7言語）で情報を提供している「みみタロウ」は、各国出身者ボランティアの手によって作成され、広く県内に配布されている。

2.4市町における国際施策

滋賀県内の市町では、それぞれ国際施策を担当する部署を設けている。しかし、その配属部署や名称において、その位置づけにバラつきが見られる。

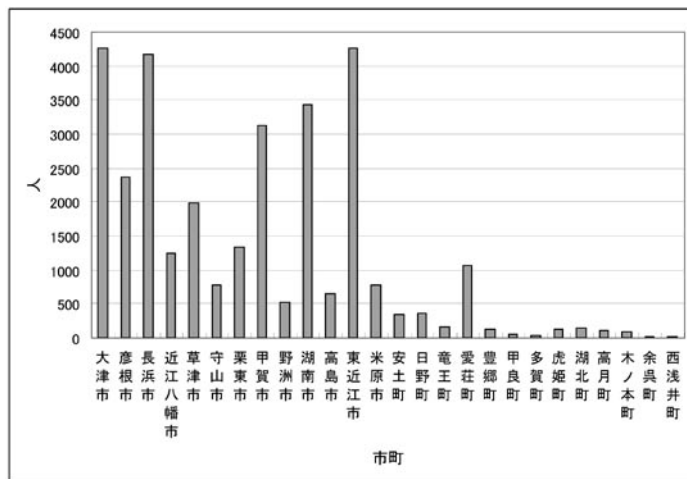


図5 滋賀県 市町別外国人登録者数（2007年12月現在）

これは、外国籍住民の数や実態の地域差であると考えられる。市町別の外国人登録者数や人口に占める外国人の割合などの数字を見ても明らかであるが、外国人集住地域とそうでない地域での施策や取り組みには自然と違いが生じる。

そんな中、長浜市では、2007年4月より日本語理解が不十分な外国人の小中学生を対象に、地域の学校に通う以前に日常会話や簡単な読み書きを教える日本語初期指導教室「NAGOMI」を開設した。また、同年9月には湖南市でも、日本語初期指導教室「さくら教室」を開設している。両市はともに、県内で有数の外国人集住地域（特にニューカマー）であり、市内の学校には多数の外国籍生徒・児童が在籍し、それに対応した形である。

その他、近江八幡市では、2008年2月より「近江八幡市多文化推進懇話会」を開催し、有識者を交え、「近江八幡市多文化共生推進にかかる指針」の作成に取り組んでいる。また、湖南市では、2008年9月より「外国人市民会議」を開催している。これは、市内在住の外国にルーツを持つ市民を集め、その意見を吸い上げようという、これまでになく取り組みとして注目される。

こうした取り組みは外国人集住地域から先行的に展開される例で、より小さな

行政単位である市町レベルで各地域のニーズに応えた直接的な施策を打ち出すことの意義は大きい。

表1 滋賀県 人口に占める割合が2%を越す市町（2007年12月現在）

市町名	登録者数 (人)	人口に占める 割合(%)
湖南市	3425	6.07
愛荘町	1058	5.22
長浜市	4168	4.90
東近江市	4269	3.59
甲賀市	3126	3.26
安土町	346	2.76
彦根市	2373	2.13
栗東市	1333	2.09
虎姫町	119	2.04

表2 滋賀県 市町国際施策担当課・国際交流協会一覧

大津市	文化市民交流課国際グループ	安土町	政策推進課
彦根市	市民交流課国際交流担当	日野町	企画振興課 秘書広報担当
長浜市	市民協働課	竜王町	総務課
近江八幡市	まちづくり支援課	愛荘町	総務課交流担当
草津市	まちづくり課 市民交流グループ	豊郷町	産業振興課
守山市	協働のまちづくり課	甲良町	総務課
栗東市	市民活動推進課 国内・国際交流係	多賀町	総務課
甲賀市	市民活動推進課交流推進グループ	虎姫町	企画課
野洲市	企画財政課	湖北町	まちづくり課
湖南市	まちづくり推進課多文化共生推進室	高月町	地域振興課
高島市	政策調整課	木之本町	まちづくり課
東近江市	企画課	余呉町	総務課
米原市	総合政策課 企画担当	西浅井町	総務企画課

(財)大津市国際親善協会
彦根市国際協会
長浜市民国際交流協会
財団法人近江八幡市国際協会
東近江国際交流協会
草津市国際交流協会
守山市国際交流協会

栗東国際交流協会
野洲市国際協会
甲賀市国際交流協会
安土町国際文化交流協会
日野町国際親善協会
高島地域国際親善協会
湖南市国際協会

2.5 市民や民間団体の取組み

次に、市民や民間団体の取組みである。前述の「地域における多文化共生推進プラン」（総務省）や「滋賀県国際施策大綱」（滋賀県）の中でも、市民やNPO等の民間団体との連携や協働が強調されるように、各地域のニーズに応じた対応には、より地域社会に密着した市民や民間団体との連携が不可欠である。

まずは、県内の日本語教室を取り上げる。外国籍住民にとって、言語習得は重要な課題であり、ボランティアを中心とした県内の日本語教室の実態とその機能を考察する。次に、近江八幡市で多文化保育を試みる「サポートハウス みんなのいえ」である。定住化が進む中で、日本で出産・育児を行う外国人も増え、子どもの教育の問題はますますクローズアップされている。そこで、保育の現場を取り上げる。最後に、滋賀県の国際関係団体から「近江渡来人倶楽部」である。同倶楽部は在日韓国・朝鮮にルーツを持つ団体であり、当事者を含めた多文化共生の動きとして取り上げたい。

それぞれの関係者に対して、質問紙あるいは聞き取り調査を実施し、市民や民間団体の取組みについて、その現状と展望を探った。

(1) 日本語教室

滋賀県では、1996年に滋賀県国際協会の後援を受け、県内の日本語教室、日本語ボランティアの情報交換と相互支援を目的に「びわこ日本語ネットワーク」が設立されている。ネットワークの活動は、代表者会議のほか、日本語指導者養成講座、日本語スピーチ大会の開催等だが、日常的な講座は基本的に各々の教室が独立して運営している。

そこで、各教室の実態について、県内の日本語教室10教室を対象に質問紙調査（回答7教室）および聞き取り調査（2教室）を実施し、以下の通り要約した。

(受講者について)

全体的にはブラジル人・中国人の受講が多く、県内在住外国人の割合から

言えば、中国人の受講が目立つ。特に、日常会話や簡単な読み書きは、生活する上で最低限必要となるもので、それを目的に受講する者は多い。定期的
に開講している教室がほとんどだが、一定期間のみの参加や短期間で受講を
辞めるケースも多く、流動的な受講実態に苦慮する教室も見られた。そこには
厳しい外国人労働者の状況も見え隠れしている。

(指導体制について)

指導者の大半はボランティアである。今回対象とした教室のうち5教室は、
各市町の国際交流協会が窓口となり、実際の指導をボランティアが担当する
という形態であった。日本語指導者養成講座の受講や各教室での独自の教材
やカリキュラムを作成するなど、各教室ともかなりの工夫が見られる。しか
し、ボランティアであるが故に、「まだまだ人材が不足している」「外国人の
深刻な悩みや問題に直面する場合の対応に困る」など、指導者の数やあり方
には課題も残る。

(多角的な機能)

そんな中で、「積極的に交流会を開いている」「様々な意見交換や友人との
会合の場として利用される」などの意見からは、単なる外国人支援に留まら
ず、国際交流やコミュニティ形成の場として活用されていることが伺える。
これは、各教室の志向や地域性によっても異なっているが、日本語教室が多
文化共生の観点からも多角的な機能を果たす可能性を示唆している。

(2) サポートハウス みんなのいえ

近江八幡市にある「サポートハウス みんなのいえ」は、県内でも新しい
試みである「多文化保育(注8)」を標榜する保育所である。私営アパート
の3部屋を利用し、非常勤の園長1名、常勤スタッフ1名、保育士4名(日
本人1名・ブラジル人3名)、給仕係1名、計7名で運営している。現在の
児童数は17名(日本人3名・ブラジル人14名)で、日本語とポルトガル語
を中心に保育を行っている。

就学前の外国籍児童の多くは、日本社会との接点を持たないため、言葉の

表3 滋賀県内 日本語教室の概要

	A	B	C	D	E	F	G
国籍別受講者数							
ブラジル	10	2	12	4	8	8	
ペルー	1		2	2	2	8	
中国	15	9	4	13		23	
韓国・朝鮮		2		2			
フィリピン	3	8		1			
インドネシア	5	1	4	1	3		
その他	3		1	8		1	
その他…ベトナム・台湾・インド・モンゴル・アメリカ・タイ・スウェーデン・シンガポール・イギリス・イタリアなど Gについて、流動的に把握しきれず							
受講レベル							
日本語能力試験1・2級	5	6	4	4		5	
日本語能力試験3・4級	20	4	8	8	7	15	4~5
日常会話・読み書き	12	15	11	19	6	20	半数弱
指導者の立場							
日本語教師の資格を有する者		5	2	2		4	
日本教育の専門的知識をもつ者		1	3	2	2	3	
一般ボランティア	7	19	3	23	7	3	
その他							24

問題だけでなく、文化や習慣に適応できないことも少なくない。そこで、少しでも日本語や日本文化に触れる機会を与えることの意義は大きい。同所では、「単に日本社会へ適応させるということではなく、母国に帰っても、あるいはどんな社会であっても生きていける豊かな感性を身につけることが本来の目的です。」と、単なる外国人支援の枠を超えた取組みを目指している。開所当時は、ブラジル人児童がほとんどで、外国人向け保育所の様相を見せていたが、地道な広報や口コミもあり、今では日本人児童を預かるケースも出てきている。

外国籍児童の親の大半は派遣労働者で、雇用が安定していないことを反映してか、児童の入れ替わりも激しく、安定的な児童数が確保できないことが運営上の大きな課題であるが、残業や不規則な就業時間によって定時の送迎が難しい親が多い実態の中で延長保育を行うなど、認可外保育施設として、

できる限りのサービスを提供している。「今後は、部屋を拡充し、単に子どもを預かるだけでなく、保護者への情報提供や意見交流の場にしていきたい。」と、さらに多角的な取組みが期待される。

(3) 近江渡来人倶楽部

「近江渡来人倶楽部」は、在日韓国人である河炳俊氏を代表として2000年4月に設立された。現在の会員は約60名で、代表1名、常勤スタッフ4名、非常勤スタッフ1名で運営している。同倶楽部の目的は、【近代の渡来人である在日韓国・朝鮮人への「根拠のない民族的偏見や差別」を解消することによって、彼らがルーツを隠すことなく堂々と暮らすことのできる「自由で公正な開かれた社会」の実現をめざす。】と【現代の渡来人である日系人やアジア人などの外国籍住民に対する「無理解」や「排他的な対応」を改善することによって、彼らが地域社会の一員として心豊かに暮らすことのできる「包容力と多様性を持った多文化共生社会」の実現をめざす。】である。

「私たち(在日韓国・朝鮮人)が日本で暮らしてきた中で、いつも国籍・教育・結婚という問題に直面した。新たに移住してきた外国人も同様の問題を抱えようとしている今、私たちはその架け橋となれるのではないか。」という河代表の言葉に集約されるように、外国人住民の先駆者としての歴史や経験を生かし、多文化共生社会の実現に向けた強い思いが込められている。

具体的な活動としては、2004年から年に一度開催される「おうみ多文化交流フェスティバル」は、同倶楽部が主体の実行委員会が主催するイベントとして、県内の各種団体や外国籍住民が模擬店の出店やステージ発表などで参加し、多文化交流の機会として大きな役割を果たしている。また、「ヒューマニティフォーラム21」と題して、多文化や外国人の問題を取り上げた講演会を開催したり、隔月で様々なテーマのゲストを招聘した勉強会「OTCマダン」を開いたりしている。さらに、県内の国際関係団体の事業にボランティアスタッフを派遣するなど、多岐にわたる活動を展開している。

同倶楽部が運営する施設として、「渡来人歴史館(大津市)」「多文化共生

支援センター（草津市）」がある。渡来人歴史館は、同倶楽部の「正確で客観的な朝鮮半島との歴史を普及する事業」の拠点として、2006年5月に開館された。「日本と韓国・朝鮮のつながり」「近江と渡来人」のテーマとしたパネル展示のほか、インターネット検索や図書資料コーナー、研修室が設置されている。韓国・朝鮮人（渡来人）の歴史だけでなく、多文化共生社会の実現に関する学習やイベントの開催などを進めることが意識されている。

多文化共生支援センターは、「在住外国人の文化と人権を尊重し、地域において安心して生活を送ることができるよう様々な課題に関して総合的に支援すること」を目的として、2008年3月に開設された。現在は、市民向けにポルトガル語教室や中国語教室、カポエラ（ブラジルの舞踊）教室など開講し、市民の国際交流の場を提供している。今後は、外国人の生活改善を支援する団体との協力・連携を図るなど、新たな活動を模索している。

ま と め

本論では、日本における外国籍住民の状況を明らかにする中で、「多文化社会」の進展を指摘した。ともに社会を支えていくパートナーとして外国人の存在を肯定的に捉えなければならないことは言うまでもないが、外国籍住民の多様化、地域格差など、一様の制度や枠組みだけでは対応できず、様々な問題を抱えていることも事実である。そこで、自治体や市民・民間団体を含めた地域社会において、現場のニーズに応えた、より直接的な支援を行うことの重要性が明らかとなった。また、そのニーズが多様化していく中で、自治体や市民の支援活動自体が多角的な広がりを生んでいることも、各団体の動きから見てとれた。今後もこうした柔軟で直接的な活動が継続できるような施策や体制作りが必要となってくるであろう。

しかし、「多文化共生」が単なるマイノリティ支援に留まらず、グローバル化が進む社会に必要な異文化理解やコミュニケーション力、一人ひとりの人間を尊重するユニバーサルデザインの発想を地域社会全体で育成するものであるという視点を強調しておく。それは、市民に対する啓発・教育による

地域社会の意識改革であり、誰もが当事者であるという認識が求められているということである。そのためには、国際施策に限らず、各自治体の基本指針において「多文化共生」が位置づけられ、それが「外国人を扱う一担当課」としてではなく、もっと横断的な体制で取り組まれることが望まれる。何故なら、彼らは全ての行政サービスを受ける権利を有している「住民（生活者）」であるからである。

最後に、本論はあくまでも日本社会、受け入れる側としての論理を展開した。本当の意味で双方が歩み寄り、共生する道を探るためには、外国籍住民の意識や思いを明らかにすることも必要であり、逆に住民としての義務を果たしてもらわなければならない部分もある。その上で、「日本人」「外国人」という二元的な考えから脱却した新たな地域社会と市民の姿を描いていくことを今後の課題としたい。

(注1) 日本がどのような外国人を受け入れるかについて、その外国人が日本で行おうとする活動の観点から類型化して入管法に定めたもの。
(引用 入国管理局)

(注2) 「不法残留」。在留期間を過ぎた後も出国せずに滞在すること、あるいはしている者を指す。2008年1月で149,785人。

(注3) 観光目的の短期滞在に限り査証取得は免除される措置のこと。1989年にパキスタン、1992年にイランとは一時停止となり、来日者は減少した。

(注4) 効率的にお金を稼ぐために一時的に外国で就労すること。もとは「出稼ぎ（所得が少ない地域の出身者が所得の多い地域で就職すること）」がブラジル人の使うポルトガル語となった。

(注5) 発展途上国出身者を中心に、日本の公私機関において、一定期間、技術や技能または知識の習得を目的に来日させる制度のこと。本来、「就労」は認められていないが、安価な研修手当で仕事に従事している研修生が多いことが問題となっている。

(注6) ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人市民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に関わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立された会議のこと。

(注7) 2004年、国際教育研究会「Glocal net Shiga」を中心に、在日ブラジル人の協力を得て製作したブラジルの小物や写真を収蔵した実物資料集のこと。県内外の学校や公民館など、国際教育の教材として貸出を行っている。

(注8) 保育者が保育の過程において平等と共生、さらに人間としての尊厳のもとに、人種、民族、社会、経済階層、ジェンダー、障害等の差別にかかわり社会問題に取り組み、生涯にわたる学習の初期段階として、幼児に対し、地球市民としての資質、すなわち民主的な判断力を育成する保育実践のこと。(引用 萩原元昭 「多文化保育論」 2008)

参考文献

- 文化共生キーワード事典編集委員会 多文化共生キーワード事典 明石書店
2004
- 駒井洋 グローバル化時代の日本型多文化共生社会 明石書店 2006
- (財)自治体国際化協会 自治体国際化フォーラム Vol.207 2007
- 外国人人人権法連絡会 日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書●
2008年 2008

総務省 在留外国人統計

総務省 出入国管理統計年報

総務省 多文化共生の推進に関する報告書 2006

甲賀市国際化推進懇話会 甲賀市で国際化を進めていくにあたって～甲賀市
国際推進懇話会からの提言～ 2008

近江八幡市多文化共生推進懇話会（第1～5回）会議記録

湖南市外国人市民会議（第1～3回）会議録

滋賀県商工観光労働部国際課 <http://www.pref.shiga.jp/b/kokusai/>

滋賀県国際協会 <http://www.s-i-a.or.jp/>